

今日は、お集まりいただきありがとうございます！

I. 条例制定の背景 ~なぜ必要なの？~



II. 条例の検討経過 ~どれだけ話し合ったの？~

III. 条例の構成 ~どんな内容の条例なの？~

IV. 結びに ~今の活力あるまちづくり活動を未来へ~

2

富士市地区まちづくり活動推進条例とは？

富士市地区まちづくり活動推進条例※とは？

富士市の小学校区を範囲とした住民主体のまちづくりの基本的な方向性や、活動主体となるまちづくり協議会の位置付け、協議会と市の役割などを定める理念条例です。

富士市地区まちづくり活動推進条例

タウンミーティング

~持続可能な地域コミュニティの実現に向けて~

## I. 条例制定の背景

~なぜ必要なの？~

## 理念条例とは？

**「みんなで力を合わせて、  
地区のまちづくりを進めよう！」**

**と宣言する**内容です。

**×活動を制限したり罰則を設けるものではありません。**

## なぜ今、条例が必要なのか？

### 社会状況 の変化

本格的な少子高齢・人口減少時代が到来し、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、コミュニティ意識が薄れ、これまで個別に解決できた社会課題も今後さらに拡大、多様化し、解決が困難になることも予想されます。

### 地域力 への期待

山積する社会課題の解決に取り組む主体として、「新しい公共の担い手」に期待が寄せられており、特に、より身近な地域課題については、地域で解決できる「地域力を持ったコミュニティの構築」が求められています。一方でなり手不足も深刻に。

### 活動の 位置付け

富士市では、以前から、小学校区を範囲とした様々な分野のコミュニティ活動が活発に行われてきており、行政もこれらの活動に対して、積極的支援を行ってきましたが、これらの根拠となる法令は存在しません。

## 富士市のまちづくり活動は盛んです！

### 【地区では？】

- 高い町内会加入率  
84.17%(H27.4.1)
- 地区内に様々な分野の団体  
や推進員が活発に活動
- 体育祭や文化祭、見守り  
活動や環境美化活動など  
様々な事業展開



### 【市では？】

- 「まちづくりセンター」  
を小学校区単位に設置
- センター職員による支援
- 各種補助金による支援
- 「地域のカゴ増進計画」  
の取組(H24.4～)

## 将来へ続けていくために、条例が必要です。

「地区の課題は、地区が解決する」  
という、これまで続けてきた  
富士市の地区まちづくり活動を将来へ！

**【みんなでつくる地区のまちづくり】  
を続けていくために、  
柱となる共通の理念が必要！**

地区にも、  
行政にも

**富士市地区まちづくり活動推進条例**

## なぜまちづくり協議会なのか？



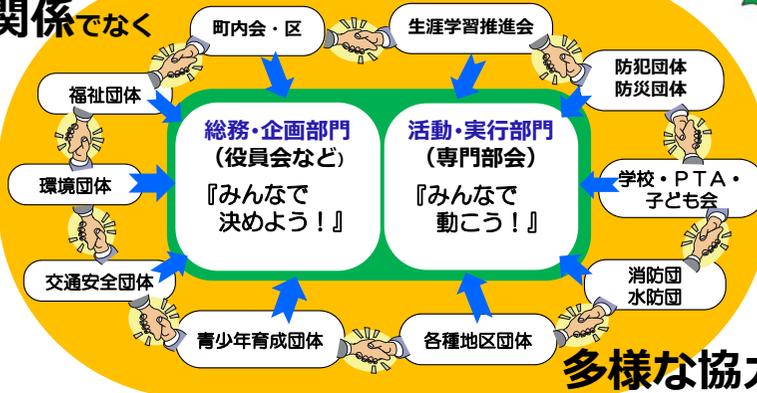
それぞれの団体が活発に活動してきた歴史。個々の活動が強み。

9

## なぜまちづくり協議会なのか？



上下関係でなく

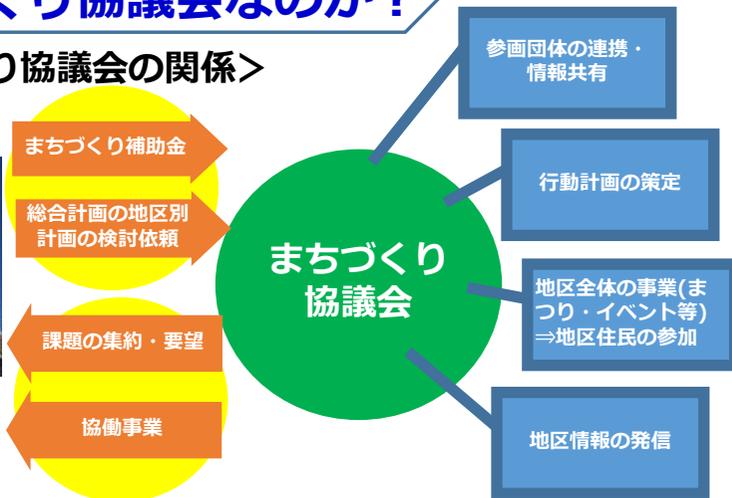


多様な協力関係！

個々の強みを活かして、より強いヨコのつながりを！

## なぜまちづくり協議会なのか？

<市とまちづくり協議会の関係>



## 富士市地区まちづくり活動推進条例では？

持続可能な地域コミュニティづくりに向けて、

- 地区まちづくり活動を推進するための柱となる考え方  
いつの時代においても、地区まちづくり活動を進める上で、**活動の柱**となるような考え方を示します。
- 地区まちづくり活動を進める中心的な組織のあり方  
多くの団体や個人が連携・協力し、同じ方向を向いて、地区まちづくり活動を進める上での、中心となる**まちづくり協議会のあり方**、そして**市の支援のあり方**を示します。

## Ⅱ. 条例の検討経過

～どれだけ話し合ったの？～

### 条例検討の経過

#### 【富士市まちづくり活動推進条例検討会議】

設置時期：平成26年3月～

委員構成：13人

- ・大学教授 1人
- ・各種連合会等からの推薦 3人
- ・市内6ブロックからの推薦 6人
- ・一般公募 3人

### 条例検討の経過

2年に亘り、12回の議論を重ねていただきました！



### 条例検討の経過

検討会議の素案の趣旨を最大限尊重し、  
庁内協議を重ねて作成したものが本条例案です。

- パブリックコメント実施期間  
平成28年6月23日(木)～7月22日(金)
- タウンミーティング  
平成28年7月5日(火)、12日(火)、13日(水)、20日(水)
- 目標とする施行日  
平成28年11月1日(市制施行50周年記念日)

# Ⅲ. 条例の構成

～どんな内容の条例なの？～

## 条例の構成

### 【富士市地区まちづくり活動推進条例】

○前文と全10条から成る条例です。

- |     |        |      |                      |
|-----|--------|------|----------------------|
| 第1条 | 目的     | 第6条  | まちづくり協議会の組織等         |
| 第2条 | 定義     | 第7条  | まちづくり協議会の活動拠点        |
| 第3条 | 基本理念   | 第8条  | まちづくり協議会の取組に関する基本的事項 |
| 第4条 | 市の責務   | 第9条  | まちづくり協議会と市の役割分担      |
| 第5条 | 市民等の責務 | 第10条 | 市の支援                 |

## 条例の概要

### 【前文】

富士市においてこれまで活発に行われてきた住民主体の地区まちづくり活動の経緯や、現状と課題、これからの地区まちづくり活動が進むべき方向性等を示し、この条例を制定する意義について記しています。

## 条例の概要

### 【目的（第1条）】

持続可能な地域コミュニティづくりの実現に向けて、基本理念や、まちづくり協議会の取組、市の支援のあり方等の必要な事柄を定めて、活力あるまちづくり活動を推進していくという条例の目的を示しています。

## 条例の概要

### 【定義（第2条）】

条例の中で使用される、「地区」、「市民等」、「地域コミュニティ」、「地区まちづくり活動」の4つの用語の意義を定めています。  
「市民等」は個人や団体等を含めた用語となります。

## 条例の概要

### 【基本理念（第3条）】

条例の目的を達成するための活動を行う際に、誰もが拠り所となる考え方、「地区まちづくり活動のあり方」を定めています。

- ・市民等が自発的かつ主体的に取り組むこと。
- ・市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を有すること。
- ・市民等と市とが対等な関係でお互いの役割を理解して協働すること。

## 条例の概要

### 【市、市民等の責務（第4条、第5条）】

市は、市民等の意見が十分に反映された施策を実施すること、また、必要な支援を的確に行うことを責務としており、市民等は、地区の生活環境に関心を高めることと、地区まちづくり活動に参画するよう努めることを責務としています。

## 条例の概要

### 【まちづくり協議会に関する事項（第6条～第8条）】

まちづくり協議会の組織や取組のあり方、活動の拠点について定めています。

## 条例の概要

### 【まちづくり協議会の組織等（第6条）】

まちづくり協議会の組織等については、**地区の相当数の市民等によって構成**されていること、**規約**を定めていること、**重要事項の民主的な決定**が規約等に定められていること、**まちづくり行動計画**が策定されていることを定めています。

## 条例の概要

### 【まちづくり協議会の活動拠点（第7条）】

まちづくり協議会の活動拠点は、**地区まちづくりセンター**として位置づけています。

## 条例の概要

### 【まちづくり協議会の取組に関する基本的事項（第8条）】

まちづくり協議会が行う、地区まちづくり活動のあり方として、**地区の特性を生かした主体的な活動**を推進すること、**透明性の高い運営**を行うこと、**次代を担う人材を育成**すること、**市民等の絆を深める交流**を促進すること、**他団体等と相互連携**することを定めています。

## 条例の概要

### 【まちづくり協議会と市の役割分担（第9条）】

まちづくり協議会は、**地区まちづくり活動を推進**し、市は、まちづくり協議会だけでは**解決が困難な場合にサポート**する関係性を定めています。

## 条例の概要

### 【市の支援（第10条）】

まちづくり協議会に対して市が行う支援について定めています。

- ・ 地区まちづくり活動に関する**財政支援**
- ・ 次代を担う**人材育成の支援**
- ・ 地区まちづくり活動を推進するために**必要な情報の提供**
- ・ **事務局機能の充実に**関する支援

## IV. 結びに

～今の活力あるまちづくり活動を未来へ～

### 新たな連携が生まれています。

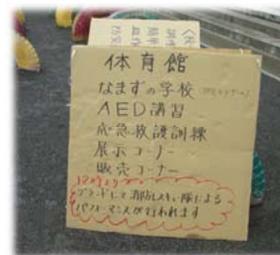
事例1：大淵地区 絶景スポットの茶畑の管理と観光資源化



市民協働提案制度で、協議会が茶畑の維持管理を受託。

### 新たな連携が生まれています。

事例2：富士駅北地区 防災キャンプ



PTAの企画を協議会事業として実施。地域防災指導員や消防団、福祉推進会等、多くの地区団体が参加。

## 新たな連携が生まれています。

### 事例3：松野地区 歴史かるたの作成

静岡新聞 NEWS

Tweet

#### かるたで伝統継承 富士・松野地区、大会開催も

(2015/1/16 09:54)

富士市の松野地区まちづくり協議会（西森共二会長）はこのほど、同地区の伝統行事や寺社、史跡などを題材に「松野歴史かるた」を作製した。近く、地元の小中学校や各区に配布するほか、大会を開き、いにしへの時代の継承を目指す。

住民の高齢化が進む中、地域の歴史を次世代に伝えるツールを作ろうと活動。同協議会に10人の有志によるプロジェクトチームを立ち上げ、構想から1年ほどをかけて仕上げた。

取り上げているのは毎年8月に行う恒例行事「川かんじー」、北松野城跡、馬渡観音、原勝地「はたご池」など。各地を回り、昔を知るお年寄り取材して歴史や古い伝説を把握し、カラーのイラストで絵札を表現した。500セットを完成させた。題材にした箇所などを紹介した地図も作った。西森会長は「歴史教養にも活用してほしい」と話す。



地域の歴史なども取り上げたかるた



作成委員会が地域資源を楽しく学べるかるたを作成

## 新たな連携が生まれています。

### 事例4：鷹岡地区 郷土史の作成



区長会の協働型古紙回収奨励金を協議会事業に活用して作成

## 若い世代との関わりも生まれています。

### 事例1：市立高校市役所プラン(市内10地区で実施)

#### ○天間地区

高校生が企画した【てんまんじゅう】の実現に向けて、本年度、研究会が設立されました！



## 若い世代との関わりも生まれています。

### 事例2：須津中での社会貢献講話(松野地区まちづくり協議会)



歴史かるた作成委員会が中学生に社会貢献講話を実施

## 企業との関わりも生まれています。

事例1：天間地区とコカコーラ社との災害協定



協議会と清涼飲料水メーカーが防災協定を締結。  
各区の公会堂に災害対応自販機の設置と備蓄水の提供を受ける。

## 結びに…。

市内26地区、それぞれで活発に行われてきた地区まちづくり活動は、**全国に誇れる価値のある**ものです。

地区まちづくり活動により、**人と人のつながり**が生まれ、**地域愛**が育まれ、**確実に富士市の活力の源**となってきました。

## 結びに…。

今後も、地区まちづくり活動を**10年、20年**と続けていくために、いつの時代にあっても、地区まちづくり活動に関わるすべての人達が、**共通の認識を持って活動を続ける**ための柱となるものが必要です。

## 条例は、地区まちづくり活動の柱

条例は、まちづくり協議会を中心とした、  
**【みんなでつくる地区のまちづくり】**  
を未来へ繋げていくための、  
拠り所となるものです。